

こんにちは！

印西市議会議員

ますだようこ

です

〒270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel&Fax 46-6809
URL : http://homepage3.nifty.com/kenclever/index.htm



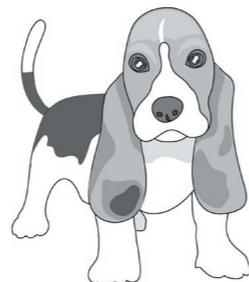
議会報告 No. 9 / 平成 17 年 12 月定例議会 / H18. 2. 5
(バックナンバーはホームページでご覧いただけます)

暖冬になれた体にこの冬の寒さはこたえるな～
とっていたら、8年ぶりという大雪にもみまわれ
(北国の豪雪の被害を考えると、このぐらいで
と思いますが…)、一段と寒さ厳しいこの頃です
が、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

さて、12月定例議会は、昨年(2005年)の12月2日から
16日の15日間開かれました。議員提出のものも
含めると全部で47議案という、かつてない多さ
でした。主な議案は以下のとおりです。

12月議会の主な議案

- ① 条例の制定 3件
いんざい産学連携センター設置管理条例、ス
ポーツ振興審議会条例(新たに設置)など
- ② 条例の一部改正 7件
地域福祉センター、福祉作業所、児童遊園、老
人福祉センター、市民の森、市立駐車場の設置
管理条例(すべて指定管理者がらみ)と下水道
条例(下水道使用料を来年度から平均24.5%の
引き上げ)
- ③ 補正予算 4件
一般会計、下水道・介護保険・水道事業特別会計
- ④ 指定管理者の指定 22件
市民活動支援センター、コミュニティセンター
4館、青年館15館、小林学童、子育て支援セ
ンターの指定管理者の指定
- ⑤ 工事契約締結の承認 1件
竹袋の防災調整池の建設工事(制
限つき一般競争入札で大林組が
3億5,595万円で落札)
- ⑥ 市道の認定と路線変更 5路線



- ⑦ 字の区域と名称の変更 1区域
- ⑧ 人事の諮問 3件(人権擁護委員の再任)
- ⑨ 発議案 3件(すべて採択)
小児慢性特定疾患医療費助成の復活もしくは国
制度の補完を県に求める意見書 など
- ⑩ 請願 1件(不採択)
公契約条例の制定に向けての検討を求める請願

指定管理者をきっかけに

前議会では、提出された議案のほとんどが「指
定管理者」制度に対応するためのものだったので、
前号では、制度の概要を学童保育の設置管理条例
にからめてご報告をしました。

今議会もやはり「指定管理者」対応の議案が多
く提出されました。今回の議案の中でちょっと注
目しておきたいのは、②の「地域福祉センター」
設置管理条例の一部改正です。

地域福祉センターは、竹袋の総合福祉センタ
ーの中にある施設で、社会福祉協議会(以下、社
協)の事務所を含む施設です。設置の目的は、「福
祉活動の拠点として市民の福祉の推進に資するた
め」となっています。

総合福祉センターには、「地域福祉センター」「福
祉作業所」「子どもふれあいセンター」「中央老人
福祉センター」の4つの施設がはいっており(つ
まり4本の設置管理条例があり)、そのう
ち地域福祉センターと福祉作業所を社協に
「管理委託」し、残りを市の直営で運営し
ています。

指定管理者制度は、建物の管理も含めた
「管理」のすべてを民間に代行させ、公務

員を削減しようというもので、現在、「管理委託」
している施設は、今年の9月までに指定管理者か
直営かを選択し直さなくてはなりません。

つまり、4つのうち2つについて指定管理者の
検討をしなくてはならないのですが、建物の一部
分だけを指定管理者にしても、制度本来のメリッ
トをほとんど活かすことはできません。どうせな
らば、総合福祉センター丸ごとの管理を代行して
もらうことができないか、という検討をした結果、
条例の面からも現時点では難しいことがわかり、
今回は管理委託をやめて直営に戻す改正をしまし
た。なんの疑問ももたずに、管理委託をそのまま
指定管理にするという愚行をしなかったのは評価
できますが、そもそもなんで施設の一部だけを
管理委託したのでしょうか。

質疑のなかで、これまで管理を委託しながら委
託費を払っていなかったことが分かりました。費用
が発生するほどの仕事をしてもらっていたわけ
ではないのですが、市の説明では、「無料で
管理してもらっていた」という言い方になります。
来年度から直営に戻して、管理は市が行いますが、
社協の事務所は、「無料で管理してもらっていた
ので無料で貸す」のだそうです。

社協はあくまでも民間団体です。市は「連携」
だといいます、「もたれ合い」と感じるのは私
だけでしょうか。

社協には、14年度6,505万円、15年度6,101



万円、16年度5,449万円の補助金が入っていま
す。年々減ってはきていますが、市の補助金の中
ではもっとも高額です。補助している組織から賃
料をとるのは変だという考えだと思いますが、補
助は補助として、当然いただくべきお金はいただ
く、というほうがすっきりします。

社会福祉協議会という組織

社会福祉協議会という名前は聞いたことがあつ
ても、実態はよく知られないという方が多いので
はないかと思います。

社協の成り立ちは、終戦直後に、町内会が戦争
推進に協力した側面があったとしてパージされて
いくなかで、それまで町内会が担っていた地域福
祉(共同募金による貧困者の救済等)の受け皿が
なくなって、あわててつくられた組織です。最初
は地域住民の会費や

ぜひご参加ください!

●講演会&情報交換会「成田新高速開業で北総線運賃はどうか?」
2月5日(日) 14:00~16:30 / 中央駅前センター会議室
「成田までつながれば、北総線の運賃は京成並みに下がるはず…」本当に実現可能でしょうか? 鉄道ジャーナリスト・佐藤信之氏のお話をききます(主催:北総線の運賃値下げを実現する会、後援:印西市、白井市、本埜村、印旛村)

●会派 市民自治ネットワーク 議会報告会 12月議会のご報告とともに来年度予算の概要についてお知らせします。
2月19日(日) 14:00~16:30 / 中央駅前センター第1会議室

●市政学習会(9回) 財政力指数について 3月5日(日) 14:00~16:30 / 中央駅前センター第1会議室
保育のサービスをいたします。事前にご連絡をください。連絡先/ますだようこ(090-8686-0970)

募金で成り立っていました。今でもこれらは社協の主要な財源です。ご自分でした記憶がなくても、町内会などで一括して寄付していたりします。

いつの間にか、独自の福祉事業よりも市からの受託事業のほうに比重が移り、市の職員が出向したり天下りしたりするようになって、給与も市の職員と同じ水準ということになっていきました。

補助金のほとんどは人件費にあてられています。

16年度の決算報告では、年度末の資金残高は1,257万、介護保険事業者の会計も1,088万の赤字で、積立金残高は4,600万円にのぼります。

一昨年、岩手県宮古市の社協を視察しましたが、市の補助金はゼロという、完全独立採算の組織でした。宮古市長は「事業型社協」とよび、胸を張

って説明していました。運営はたしかに厳しい様子でしたが、市の委託費のほかは会費が頼りで、「以前よりも地域に目を向けるようになった」ということでした。「地域に役立つ社協」と住民に感じてもらわなくては成り立たないのです。

印西市の社協は、地域と行政とどっちに目がむいているだろうか？ と思います。それは市民の皆

さんが判断されることです。

印西市では現在、「地域福祉計画」を策定中です。地域のなかで、住民みんなの福祉を皆で見守っていくということは、とても大切なことであり、これからの地域の大きな課題です。そして、その要の役割はやはり社協が担うべきだろうと思います。



「『分権型』条例の現状」をテーマに一般質問しました。

●地方分権一括法から5年。「条例」からみた印西市の「分権」は？

平成12年に地方分権一括法という法律が施行されて、国と地方の関係が、「上下」から「対等」になりました。分かりやすい変化としては、それまで「通達」と言っていた国からの文書も「通知」と呼ばれるようになったのです。つまり、「お達し」から「お知らせ」になったのです。国の出先機関としての役割もなくなり、市が独自に行う仕事の範囲が広がり、条例の制定範囲も広がりました。全国各地で地域の実情にあったユニークな条例が作られてきています。印西市の現状はどうでしょうか？

「分権型」条例は、一般的には「政策条例」といわれます（ただ、「分権」を意識した条例という意味を

こめて、あえてこの言葉をつかいました）。政策条例とは言葉のとおり、市の政策を具体化するための条例で、印西市では、「情報公開条例」「企業立地促進条例」「開発行為の技術的細目を強化する条例」「市民活動推進条例」などがあげられます。

千葉ニュータウン中央駅南口に2店舗目のパチンコ店の出店がきまり、9月定例議会では、分権型条例の代表格ともいえる「まちづくり条例」「都市景観条例」の必要性を多くの議員が質問しましたが、市の回答は一貫して消極的でした。分権の時代にそんなことでいいのか、という問題意識がこの質問になりました。

●条例は何のためにつくるのか？

「まちづくり条例」は自治体によって内容は様々ですが、主に都市計画の方向性を示したものが多く、私は、「どのように開発をコントロールしていくのか」ということを体系化して市民に示す役割があるととらえています。平成16年に印西市では、市民が参加して「都市マスタープラン」を策定し、昨年は「開発行為の技術的細目を強化する条例」を制定しました。本来はそうした個々の事業や施策を総括する役目をするのが「まちづくり条例」です。

市長からは必要性についての明確な答えはありませんでしたが、ニュータウン開発の面からも中心市

街地活性化の動きの中でも、いまの印西市にはぜひとも必要な条例です。政策全体が体系化されていないので、駅前パチンコ店ができてみると、「あのマスタープランっていったい何だったんだ。市民は何のために協力したんだ」ということになるのです。

市の見解では、「条例は政策実現の一つの手段」でした。つまり、AもありBもある場合、どっちをとってもいいということでしょうが、私は、「より積極的に選ばれなくてはならないもの」と思っています。そのためには、どんなものを条例にしていくのか、きちんと「整備方針」をもつ必要があります。

| 私の質問&意見 | 市の回答 |
|--|--|
| ① 前議会で、白井市のような「まちづくり条例」が印西市にも必要ではないかという質問があったが、市長の回答は「まちづくり条例のある白井市とない印西市で、パチンコ店の数は白井市のほうが多い」というものだった。「条例は実効性がない＝だから必要ない」という考えか。 | ① まちづくり条例は住民が住みやすいまちづくりを進めるための条例であって、内容はその自治体の抱える課題によって様々。パチンコ店など特定の業種を出店規制するものとは考えていない。 |
| ② 地方分権一括法の施行から5年以上たつが、印西市の条例・規則等の体系で変更されたものはあるか。 | ② 現在はまだ法に基づく事務が中心で、条例に基づくものは限られている。今後は、政策を推進する手段としての条例の制定が求められていくと考える。 |
| ③ どのように条例を整備していくのか、基本方針を定めた「整備方針」をもっているのか。また、「法令審査会」では、条例・規則の整備方針について、これまでどのような提言があったか。 | ③ 方針は現在のところ特にない。また、法令審査会は政策決定機関ではないので、「整備方針」への提言はない。 |
| ④ 印西市では条例を定める意義を、現在どのようにとらえているか。 | ④ 条例とは、自治体の最高法規。より良い市民生活の実現に向けての手段の一つであり、政策的目標より優先するものではない。 |

| 私の質問&意見 | 市の回答 |
|--|---|
| ① 地方自治法14条2項では、市民に「義務を課し、権利を制限する」ものについては条例で定めることを規定している。何を義務とするかは自治体によって解釈の分かれるところだが、「整備方針」づくりに向けて、まずはこの14条2項の基準づくりをやってはどうか。 | ① 14条2項の原則については、抵触するものは当然条例にすべきだが、一定の線をひいて、「これは条例。これは規則」というのは難しいと考える。 |
| ② まずは市内全体で、法令の体系について議論する場をつくる必要はないか？ 本来なら「法令審査会」がその役割を果たすべきだと思うが。 | ② 今のところ、特に考えていない。 |

コミュニティづくりの具体的方策～コミュニティって何？

制限時間の関係で十分にできませんでした。次の議会で別の角度から市の考えを聞いていきます。

町内会自治会への加入率低下に危機感をもつ声をよく聞きます。いま、改めて「コミュニティ」のあり方について議論される必要があります。

コミュニティが形成され、それが有機的に行政と連携していくことによって、地域福祉、防犯、防災など印西市が抱える多くの行政課題が解決できると

私は考えています。「コミュニティづくり」こそが今後のもっとも大きな行政課題です。市では「コミュニティの形成」を施策として掲げていますが、掲げる以上は、まずコミュニティって何？ 具体的な姿はどんなもの？ という定義づけを行わなくてはなりません。きちんと青写真が描けているでしょうか。

次回3月定例議会は、2月24日～3月23日の予定です。